



# 鳥取県公報

平成16年 3月18日(木)  
号外第24号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|     |                                     |   |
|-----|-------------------------------------|---|
| 告 示 | 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(185)(経営支援課)..... | 1 |
|     | 中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(186)(＼).....  | 2 |
|     | 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(187)(水産課).....   | 3 |
|     | 漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(188)(＼).....  | 4 |
|     | 漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(189)(＼).....    | 5 |

## 告 示

### 鳥取県告示第185号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成16年 3月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  |             | 改 正 前  |             |
|--|-------------|--|-------------|
| 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率   |             | 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率   |             |
| 利子補給率を上乗せする場合  | 上乗せする率      | 利子補給率を上乗せする場合  | 上乗せする率      |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合        | 年0.125パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.1パーセントの割合で交付する場合          | 年0.1パーセント   |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合   | 年0.175パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合   | 年0.125パーセント |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合   | 年0.275パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合   | 年0.225パーセント |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合  | 年0.325パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合  | 年0.275パーセント |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合 | 年0.375パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合 | 年0.325パーセント |

|  |             |  |             |
|--|-------------|--|-------------|
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合 | 年0.425パーセント | 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合 | 年0.375パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合 | 年0.475パーセント | 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合 | 年0.425パーセント |
| 市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.5パーセントの割合で交付する場合                              | 年0.5パーセント   | 市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.45パーセントの割合で交付する場合                             | 年0.45パーセント  |

鳥取県告示第186号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成16年3月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成16年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後          |                         |                        |                | 改 正 前                                |  |                                      |  |  |
|----------------|-------------------------|------------------------|----------------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|--|--|
| 中山間地域活性化資金の種類等 |                         | 貸付期間                   | 貸付利率           | 利子補給率                                |  | 利子補給率                                |  |  |
|                |                         |                        |                | 規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 | 規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 | 規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 | 規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 |  |
| 1 加工流通施設整備資金   | (1)大企業以外の者に貸し付ける場合      | ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分 | 7年以内           | 年1.0パーセント以内                          | 年1.85パーセント                               | 年1.0パーセント                            | 年0.85パーセント                               |  |
|                |                         |                        | 7年超8年以内        | 年1.1パーセント以内                          | 年1.75パーセント                               | 年0.9パーセント                            | 年0.8パーセント                                |  |
|                |                         |                        | 8年超9年以内        | 年1.3パーセント以内                          | 年1.55パーセント                               | 年0.7パーセント                            | 年0.6パーセント                                |  |
|                |                         |                        | 9年超11年以内       | 年1.4パーセント以内                          | 年1.45パーセント                               | 年0.6パーセント                            | 年0.5パーセント                                |  |
|                |                         |                        | 11年超12年以内      | 年1.5パーセント以内                          | 年1.35パーセント                               | 年0.5パーセント                            | 年0.4パーセント                                |  |
|                |                         |                        | 12年超14年以内      | 年1.6パーセント以内                          | 年1.25パーセント                               | 年0.4パーセント                            | 年0.3パーセント                                |  |
|                |                         |                        | 14年超15年以内      | 年1.7パーセント以内                          | 年1.15パーセント                               | 年0.3パーセント                            | 年0.2パーセント                                |  |
|                | イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分 | 7年以内                   | 年1.25パーセント以内   | 年1.6パーセント                            | 年0.75パーセント                               | 年0.6パーセント                            |  |  |
|                |                         | 7年超8年以内                | 年1.35パーセント以内   | 年1.5パーセント                            | 年0.65パーセント                               | 年0.55パーセント                           |  |  |
|                |                         | 8年超9年以内                | 年1.55パーセント以内   | 年1.3パーセント                            | 年0.45パーセント                               | 年0.35パーセント                           |  |  |
|                |                         | 9年超11年以内               | 年1.65パーセント以内   | 年1.2パーセント                            | 年0.35パーセント                               | 年0.25パーセント                           |  |  |
|                |                         | 11年超12年以内              | 年1.75パーセント以内   | 年1.1パーセント                            | 年0.25パーセント                               | 年0.15パーセント                           |  |  |
|                |                         | 12年超14年以内              | 年1.85パーセント以内   | 年1.0パーセント                            | 年0.15パーセント                               | 年0.05パーセント                           |  |  |
|                |                         | 14年超15年以内              | 年1.95パーセント以内   | 年0.9パーセント                            | 年0.05パーセント                               |                                      |  |  |
| (2)大企業に貸し付ける場合 | 7年以内                    | 年1.5パーセント以内            | 年1.35パーセント     | 年0.5パーセント                            |  |                                      |  |  |
|                | 7年超8年以内                 | 年1.6パーセント以内            | 年1.25パーセント     | 年0.4パーセント                            |  |                                      |  |  |
|                | 8年超9年以内                 | 年1.8パーセント以内            | 年1.05パーセント     | 年0.2パーセント                            |  |                                      |  |  |
|                | 9年超11年以内                | 年1.9パーセント以内            | 年0.95パーセント     | 年0.1パーセント                            |  |                                      |  |  |
|                | 11年超12年以内               | 年2.0パーセント以内            | 年0.85パーセント     |                                      |  |                                      |  |  |
|                | 12年超14年以内               | 年2.1パーセント以内            | 年0.75パーセント     |                                      |  |                                      |  |  |
|                | 14年超15年以内               | 年2.2パーセント以内            | 年0.65パーセント     |                                      |  |                                      |  |  |
| 2 保健機能増進施設整備資金 | (1)大企業以外の者に貸し付ける場合      | ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分 | 7年以内           | 年0.75パーセント以内                         | 年2.1パーセント                                | 年1.25パーセント                           | 年1.1パーセント                                |  |
|                |                         |                        | 7年超8年以内        | 年0.85パーセント以内                         | 年2.0パーセント                                | 年1.15パーセント                           | 年1.05パーセント                               |  |
|                |                         |                        | 8年超9年以内        | 年1.05パーセント以内                         | 年1.8パーセント                                | 年0.95パーセント                           | 年0.85パーセント                               |  |
|                |                         |                        | 9年超11年以内       | 年1.15パーセント以内                         | 年1.7パーセント                                | 年0.85パーセント                           | 年0.75パーセント                               |  |
|                |                         |                        | 11年超12年以内      | 年1.25パーセント以内                         | 年1.6パーセント                                | 年0.75パーセント                           | 年0.65パーセント                               |  |
|                |                         |                        | (2)大企業に貸し付ける場合 | 7年以内                                 | 年1.45パーセント以内                             | 年1.2パーセント                            | 年0.35パーセント                               |  |
|                |                         |                        |                | 7年超8年以内                              | 年1.5パーセント以内                              | 年1.15パーセント                           | 年0.3パーセント                                |  |
|                | 8年超9年以内                 | 年1.7パーセント以内            |                | 年0.95パーセント                           | 年0.1パーセント                                |                                      |  |  |
|                | 9年超11年以内                | 年1.8パーセント以内            |                | 年0.85パーセント                           |  |                                      |  |  |
|                | 11年超12年以内               | 年1.9パーセント以内            |                | 年0.75パーセント                           |  |                                      |  |  |
|                | 12年超14年以内               | 年2.0パーセント以内            |                | 年0.65パーセント                           |  |                                      |  |  |
|                | 14年超15年以内               | 年2.1パーセント以内            |                | 年0.55パーセント                           |  |                                      |  |  |

|                         |                |              |              |              |                         |             |                |            |             |            |           |
|-------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|-------------------------|-------------|----------------|------------|-------------|------------|-----------|
| イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分 | 12年超14年以内      | 年1.35パーセント以内 | 年1.5パーセント    | 年0.65パーセント   | イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分 | 12年超14年以内   | 年1.25パーセント以内   | 年1.4パーセント  | 年0.55パーセント  |            |           |
|                         | 14年超15年以内      | 年1.45パーセント以内 | 年1.4パーセント    | 年0.55パーセント   |                         | 14年超15年以内   | 年1.35パーセント以内   | 年1.3パーセント  | 年0.45パーセント  |            |           |
|                         | 7年以内           | 年1.0パーセント以内  | 年1.85パーセント   | 年1.0パーセント    |                         | 7年以内        | 年0.95パーセント以内   | 年1.7パーセント  | 年0.85パーセント  |            |           |
|                         | 7年超8年以内        | 年1.1パーセント以内  | 年1.75パーセント   | 年0.9パーセント    |                         | 7年超8年以内     | 年1.0パーセント以内    | 年1.65パーセント | 年0.8パーセント   |            |           |
|                         | 8年超9年以内        | 年1.3パーセント以内  | 年1.55パーセント   | 年0.7パーセント    |                         | 8年超9年以内     | 年1.2パーセント以内    | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント   |            |           |
|                         | 9年超11年以内       | 年1.4パーセント以内  | 年1.45パーセント   | 年0.6パーセント    |                         | 9年超11年以内    | 年1.3パーセント以内    | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント   |            |           |
|                         | 11年超12年以内      | 年1.5パーセント以内  | 年1.35パーセント   | 年0.5パーセント    |                         | 11年超12年以内   | 年1.4パーセント以内    | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント   |            |           |
|                         | 12年超14年以内      | 年1.6パーセント以内  | 年1.25パーセント   | 年0.4パーセント    |                         | 12年超14年以内   | 年1.5パーセント以内    | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント   |            |           |
|                         | 14年超15年以内      | 年1.7パーセント以内  | 年1.15パーセント   | 年0.3パーセント    |                         | 14年超15年以内   | 年1.6パーセント以内    | 年1.05パーセント | 年0.2パーセント   |            |           |
|                         | (2)大企業に貸し付ける場合 | 7年以内         | 年1.25パーセント以内 | 年1.6パーセント    |                         | 年0.75パーセント  | (2)大企業に貸し付ける場合 | 7年以内       | 年1.2パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント |
|                         | 7年超8年以内        | 年1.35パーセント以内 | 年1.5パーセント    | 年0.65パーセント   |                         | 7年超8年以内     | 年1.25パーセント以内   | 年1.4パーセント  | 年0.55パーセント  |            |           |
|                         | 8年超9年以内        | 年1.55パーセント以内 | 年1.3パーセント    | 年0.45パーセント   |                         | 8年超9年以内     | 年1.45パーセント以内   | 年1.2パーセント  | 年0.35パーセント  |            |           |
|                         | 9年超11年以内       | 年1.65パーセント以内 | 年1.2パーセント    | 年0.35パーセント   |                         | 9年超11年以内    | 年1.55パーセント以内   | 年1.1パーセント  | 年0.25パーセント  |            |           |
|                         | 11年超12年以内      | 年1.75パーセント以内 | 年1.1パーセント    | 年0.25パーセント   |                         | 11年超12年以内   | 年1.65パーセント以内   | 年1.0パーセント  | 年0.15パーセント  |            |           |
| 12年超14年以内               | 年1.85パーセント以内   | 年1.0パーセント    | 年0.15パーセント   | 12年超14年以内    | 年1.75パーセント以内            | 年0.9パーセント   | 年0.05パーセント     |            |             |            |           |
| 14年超15年以内               | 年1.95パーセント以内   | 年0.9パーセント    | 年0.05パーセント   | 14年超15年以内    | 年1.85パーセント以内            | 年0.8パーセント   |                |            |             |            |           |
| 3 生活環境施設整備資金            | 25年以内          | 年1.6パーセント以内  | 略            | 3 生活環境施設整備資金 | 25年以内                   | 年1.4パーセント以内 | 略              |            |             |            |           |
| 備考 略                    |                |              |              | 備考 略         |                         |             |                |            |             |            |           |

鳥取県告示第187号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成16年3月18日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年3月18日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後        |  |   |   |   |   | 改 正 前      |   |  |   |   |   |
|--------------|--|---|---|---|---|------------|---|--|---|---|---|
| 漁業近代化資金の種類   | 利 子 補 給 率  |   |   |   |   | 漁業近代化資金の種類 | 利 子 補 給 率   |  |   |   |   |
|              | 漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号及び第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合 |            | 法第2条第2項第2号及び第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合 | 漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合 |
| 略            | 略  |   |   |   |   | 略          | 略   |  |   |   |   |
| 3規則別表2に掲げる資金 | 年1.25パーセント   | 年1.05パーセント                                | 年1.25パーセント                                | 年1.25パーセント  | 年1.05パーセント  | 年1.15パーセント | 年0.95パーセント  | 年1.15パーセント   | 年1.15パーセント                                | 年0.95パーセント                                | 年0.95パーセント  |
| 略            | 略  |   |   |   |   | 略          | 略   |  |   |   |   |

鳥取県告示第188号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成16年3月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成16年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後     |           | 改 正 前     |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 貸 付 利 率   | 利 子 補 給 率 | 貸 付 利 率   | 利 子 補 給 率 |
| 年1.6パーセント | 略         | 年1.4パーセント | 略         |

**鳥取県告示第189号**

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成16年3月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成16年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後                           |             |           | 改 正 前                           |             |           |
|---------------------------------|-------------|-----------|---------------------------------|-------------|-----------|
| 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率 |             |           | 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率 |             |           |
| 資 金 の 種 類                       | 貸 付 利 率     | 利 子 補 給 率 | 資 金 の 種 類                       | 貸 付 利 率     | 利 子 補 給 率 |
| 規則別表第7号の資金                      | 年2.225パーセント | 略         | 規則別表第7号の資金                      | 年2.025パーセント | 略         |
| そ の 他 の 資 金                     | 年1.6パーセント   | 略         | そ の 他 の 資 金                     | 年1.4パーセント   | 略         |
| 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率             |             |           | 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率             |             |           |
| 貸付利率                            | 利子補給率       |           | 貸付利率                            | 利子補給率       |           |
| 年1.6パーセント                       | 略           |           | 年1.4パーセント                       | 略           |           |

